定年延長例規整備支援業務委託

公募型プロポーザル実施要領

令和３年１０月１１日

葛城市企画部人事課

定年延長例規整備支援業務委託
公募型プロポーザル実施要領

第１．業務の概要

（１）業務名　定年延長例規整備支援業務委託

（２）目的

本業務は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号。以下「改正後の地方公務員法」という。）により令和５年度において６０歳に到達する職員から段階的に引き上げられる定年について、改正後の地方公務員法に基づく新たな制度への適正な移行をスムーズに実施するため、必要な例規の整備について支援することを目的とする。

（３）業務内容

【別紙１】「定年延長例規整備支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

（４）委託契約期間

契約締結の日から令和５年３月２０日まで。

（５）提案限度額

本業務に係る見積額の上限額は、令和３年度及び令和４年度の２年間総額で２，０００，０００円（令和３年度及び令和４年度それぞれ１，０００，０００円。消費税額及び地方消費税額を含まない。）とし、上限額を超えた提案は無効とする。

（６）受託予定者の選定

本業務の受託予定者の選定は、事業の実績、目的及び内容に最も適した者を選定するために、公募型プロポーザル方式によって行う。

合格基準点は６０点以上とし、提案事業者が１者の場合であっても、審査の結果、合格基準点に達していれば受託予定者とする。採点基準については、別紙プロポーザル配点表のとおりとする。

第２．業務の概要

（１）参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、【様式１】参加申込書の提出日現在において、以下の条件を全て満たす者とする。

① 葛城市の令和２・３年度建設工事等入札参加資格を有する業者で、物品役務に登録があること。ただし、資格を有さない業者は「（１）－２　入札参加資格を有さない者の参加」を参照のこと。

② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

③ 葛城市工事等請負契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き中又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続き中の事業者でないこと。

⑤　葛城市暴力団排除条例（平成23 年葛城市条例第15 号）第2 条に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者でないこと。

⑥　官公庁において例規整備支援業務の受託実績があること。

（1）－2　入札参加資格を有さない者の参加

本要領第２（1）①に掲げる入札参加資格を有さない者が参加する場合は、次のとおり追加書類を提出し、事前登録審査の結果、葛城市入札参加資格要件を満たし、名簿に登録されている者と同様の資格を有すると認められた場合、本プロポーザル及び本業務に限り参加することができる。

①　提出期限 令和3年10月18日(月)17時必着

②　提出書類 次に掲げる書類一式を1部提出すること。

<table>
<tr><th colspan="3">提出書類一覧</th></tr>
<tr><td>1</td><td colspan="2">【様式７】プロポーザル参加資格要件審査申請書</td></tr>
<tr><td>2</td><td colspan="2">許可登録(免許)証明書等(営業に関し法律上必要となる登録証明書等、写し可)</td></tr>
<tr><td>3</td><td colspan="2">営業所一覧表(本市指定様式、項目要件を満たすものであれば他でも可)</td></tr>
<tr><td>4</td><td colspan="2">履歴事項全部証明書等(写し可)
法人 「履歴事項全部証明書」(旧:商業登記簿謄本)
個人 「事業証明書」及び「住民票」</td></tr>
<tr><td rowspan="3">5</td><td colspan="2">納税証明書 完納証明書(写し可)</td></tr>
<tr><td>葛城市内業者の場合
※右記①及び②の
両方共の提出が必要です。</td><td rowspan="2">①消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書
※提出日前3カ月以内発行のもの
※所管税務署にて発行
法人:納税証明書「その3の3」
個人:納税証明書「その3の2」
②市税の完納証明書
※令和3年10月1日以後に発行のもの
※本市収納促進課にて発行</td></tr>
<tr><td>葛城市外業者の場合
※右記①の提出が必要です。</td></tr>
<tr><td>6</td><td colspan="2">印鑑証明書(写し可) ※提出日前3カ月以内発行のもの</td></tr>
</table>

※A4 ファイルに綴じ、表紙 背表紙に商号等を必ず記入してください。

③　参加資格要件の審査について

上記の提出された書類を審査し、審査結果を「参加資格審査結果通知書」をもって令和3年10月19日（火）にメールまたは電話で通知する。

参加資格が認められた場合は、期限までに参加申込手続きを行うこと。

（2）スケジュール

募集開始（市ホームページ）	令和3年10月11日（月）
参加申込書提出期限	令和3年10月26日（火）午後5 時

募集要領等に関する質問締切	令和３年10月28日（木）午後５時
募集要領等に関する質問回答	令和３年11月４日（木）正午以降
提案書提出締切	令和３年11月９日（火）午後５時
一次審査（書面審査）	令和３年11月10日（水）
二次審査実施通知	令和３年11月11日（木）
二次審査（プレゼンテーション）	令和３年11月17日（水）
最終審査結果通知	令和３年11月18日（木）を予定

（３）参加申込書の提出

①　提出期限

令和３年１０月２６日（火）午後５時まで

※郵送の場合は、１０月２６日（火）必着とする。

②　提出場所

葛城市役所　企画部人事課　森本

〒639-2195　奈良県葛城市柿本１６６番地

③　提出方法

持参又は郵送により提出すること。

※持参の場合は、市役所の閉庁日を除く午前９時から午後５時までに提出すること。

※郵送の場合は、簡易書留郵便など配達完了の確認ができる方法によるものとし、提出期間までに必着とする。

④　提出書類

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の書類を各１部提出すること。

【様式１】参加申込書

【様式２】参加資格に関する申立書

【様式３】受注実績調書

【様式４】会社概要書

⑤　参加辞退

参加申込書提出日以降に参加を辞退する場合は、辞退届（任意の様式）を人事課へ持参又は郵送により提出すること。なお、既に提出された書類は返却しない。

（４）質疑及び回答

質疑がある場合は、【様式５】質疑書に質問内容を簡潔に記載し、電子メールにより提出すること。なお、質疑書提出後に電話により受信確認を行うこと。また、質疑書以外での問い合わせについては、一切受け付けない。

①　提出期限

令和３年１０月２８日（木）午後５時まで

②　送信先アドレス及び確認先電話番号

葛城市役所企画部人事課　森本

電子メール：hisho@city.katsuragi.lg.jp

電話番号：0745-44-5015

なお、件名は「定年延長例規整備支援業務委託質疑」とすること。

③　質疑書の回答

質問者へ電子メールによる個別回答とする。

ただし、市で公開が必要と判断した質疑回答は、ホームページに掲載する。

回答は令和３年１１月４日（木）正午以降に行う。

（５）企画提案書等の提出

企画提案書は（６）の記載に基づき、見積書は（７）の記載に基づき作成し提出すること。なお、提案は１事業者につき１案とする。

①　提出期限

令和３年１１月９日（火）午後５時まで

②　提出先

葛城市役所企画部人事課　森本

③　提出方法

持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送する場合は、簡易書留郵便など配達完了の確認ができる方法によるものとし、「（３）参加申込書の提出②提出場所」と同一の宛先に提出期限までに必着とする。郵送方法が異なる場合は、受け付けない。

④　提出書類

企画提案書（正）<任意の様式>	１部
企画提案書（副）<任意の様式>	９部
電子媒体（ＣＤ－Ｒ等）	１部
※業者名、担当者名及び製品名等提案者が特定できる情報が記載されていないもの。	
見積書	１部

（６）企画提案書の作成

①企画提案書表紙（任意様式）

②事業実施スケジュール（任意様式）

③企画提案書（任意様式）

（ア）企画提案書の様式は原則としてＡ４版用紙横置きで、横書き両面印刷、上綴じとし、使用するフォントの大きさは１１ポイント以上とすること。補足資料は、必要に応じて、Ａ４版横、Ａ３版横で使用すること。Ａ３版の用紙を使用する場合は、片面印刷とし、片袖折りにすること。

（イ）企画提案書のページ下部に通しページ番号を振ること。なお、企画提案書は１５枚（企画提案書表紙、スケジュール及び補足資料を除く。）までとすること。なお、提案内容（項目）は、「仕様書　４　業務内容」の順に作成すること。

（ウ）使用言語は日本語とすること（ただし、専門用語を除く。）。

（エ）記載内容については明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者に対して配慮すること。また、専門用語、略語等に関しては、脚注により定義又は説明を付記するなど、わかりやすい記載を心がけること。なお、企画提案書の記載内容は、「仕様書　４　業務内容」の順に記載すること。

（７）見積書作成要領

【様式６－１】見積書

仕様書業務内容に記載する本業務に必要となるすべての費用を

（Ａ）定年延長例規整備支援業務委託に令和３年度に要する費用、

（Ｂ）定年延長例規整備支援業務委託に令和４年度に要する費用、

（Ｃ）Ａ＋Ｂの合計額（それぞれ消費税額及び地方消費税額を含まない。）と記載すること。ただし、Ｃは、２，０００，０００円（Ａ及びＢはそれぞれ１，０００，０００円。消費税額及び地方消費税額を含まない。）以内とする。

※提出書類に記載の内容について、質疑・ヒアリングを行う場合がある。

（８）選定方法

①　審査

本業務の事業者選定は、公募型プロポーザル方式により行う。

審査は、【別紙２】「定年延長例規整備支援業務委託に係る審査実施要領」に定めるところによる。

受託候補者に対しては、受託候補者となった旨を通知し、選定しなかった者には選定しなかった旨を令和３年１１月１８日（木）（予定）に通知する。

審査内容及び審査結果に関する問い合わせ、異議申立て等は一切できないものとする。

受託候補者は、選定後速やかに本市ホームページで公表する。

（９）契約

①　契約の締結

随意契約に向けた協議の上、業務内容を決定し契約を締結する。

なお、協議において提案内容を一部変更することがある。ただし、協議が整わない場合は、次点事業者を受注候補者として協議を行うものとする。

②　次点であった者との交渉

受託候補者が業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合又は協議が整わない場合には、二次審査において次点候補者であった者と当該業務について交渉を行う。

（10）契約保証金

本契約に対する契約保証金は、免除する。

第３．留意事項等

（１）失格・無効

次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

①　参加申込書を提出した後、提出期限内に企画提案書等の提出がなされない場合

②　提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

③　審査の公平性に影響を与える行為があった場合

④　他の提案者と提案内容等について相談を行った場合

⑤　二次審査終了までの間に、他の提案者に対して提案内容を意図的に開示した場合

⑥　契約締結までの間に、参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合

（２）留意事項

①　提出された企画提案書等は返却しない。

②　提出以降における企画提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。ただし、市から指示があった場合を除く。

③　提出された企画提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲において、本市が複製を作成することがある。

④　企画提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等のプロポーザル参加に要する経費は、全て提案者の負担とする。

⑤　提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法等を用いた結果、生じた事象にかかる責任は、全て提案者が負うものとする。

⑥　提出された書類は葛城市情報公開条例及び葛城市個人情報保護条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。

⑦　企画提案書等の作成のために本市より受領した資料は、本市の許可なく公表又は使用することはできない。

【問い合わせ先及び各種書類の提出先】

葛城市役所企画部人事課
〒639-2195　奈良県葛城市柿本 166 番地
（TEL）0745－44－5015
（FAX）0745－69－7452
（Mail）hisho@city.katsuragi.lg.jp